

〔(出生時) 育児・介護〕 休業取扱通知書

様

年 月 日

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
会 長

あなたから 年 月 日に〔(出生時) 育児・介護〕休業の申出がありました。
育児・介護休業等に関する規則（第1条、第3条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知
します。

記

<p>1 休業の期 間等</p>	<p>(1)適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日 から 年 月 日まで（出生時育児・育児・介護）休業して ください。 職場復帰予定日は 年 月 日です。 (2)申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。 (3)あなたは以下の理由により休業の対象者ではないので休業することは できません。 〔 〕 (4)あなたが 年 月 日にした休業申出は撤回されました。 (5)（介護休業の場合のみ）申出に係る対象家族について介護休業ができ る日数は通算93日です。今回の措置により、介護休業ができる残り の回数及び日数は、（ ）回（ ）日になります。</p>
<p>2 休業期間 中の取扱 い等</p>	<p>(1)休業期間中については給与を支払いません。 (2)所属は 係のままとします。 (3)・（(出生時) 育児休業のうち免除対象者）あなたの社会保険料は免除 されます。 ・（介護休業の場合等免除対象外）あなたの社会保険料本人負担分は、 月現在で1月約 円ですが、休業を開始することにより、 月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに本 会から支払い請求書を送付します。指定された日までに指定口座へ 振り込むか、持参して下さい。 (4)税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従 って支払ってください。</p>

<p>3 休業後の 労働条件</p>	<p>(1)休業後のあなたの基本給は、 級 号 円です。 (2) 年 月の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。 (3)退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものみなして勤続年数を計算します。 (4)復職後は原則として 係で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1ヵ月前までに正式に決定し通知します。</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1)お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、速やかに電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を本会と話し合っ決定していただきます。</p>